

# フロイデ滝野デイサービスセンター運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人健睦会が開設するフロイデ滝野デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防通所介護にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の人格を尊重し、心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによつて、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防通所介護の提供にあつて、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たつては、関係市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所を運営する法人の役員及び施設の管理者その他の従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」をいう。)であつてはならないものとする。

5 事業所は、その運営について暴力団員等の支配を受けてはならないものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 フロイデ滝野デイサービスセンター
- ② 所在地 加東市下滝野字高倉1283番地37

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

生活相談員 2名(常勤専従1名、常勤兼務 1名)

看護職員 2名(常勤兼務1名、非常勤兼務1名、機能訓練指導員と兼務)

介護職員 4名(常勤専従2名、常勤兼務 1名 非常勤1名)

機能訓練指導員 2名(常勤兼務1名、非常勤兼務1名 看護職員と兼務)

従業者は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に当たる。

- ③ その他

運転員 2名(常勤兼務1名、非常勤1名)

調理職員(委託)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日～土曜日とする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- ② サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分までとする。

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員は次のとおりとする。

1単位 19名(通常規模)

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- ① 食事の提供
  - ② 入浴(一般浴)
  - ③ 日常生活動作の機能訓練
  - ④ 健康チェック
  - ⑤ 送迎
  - ⑥ アクティビティ(介護予防)
- 2 食費は、645円(おやつ代を含む)を徴収する。
  - 3 おむつ代は、実費を徴収する。
  - 4 その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
  - 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続)

第9条 事業所は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 虐待防止のための指針の整備と見直し
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果に

ついて従業者に周知徹底を図る

- 2 事業所は、通所介護サービスの提供に当たり、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（苦情処理）

- 第11条 提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために相談窓口を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。
- 2 提供したサービスに関して保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。

（事故発生の防止及び対応）

- 第12条 利用者に対する指定通所介護の提供により事故の発生を防ぐと共に、事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行い、以下の必要な措置を講じる。
  - 1 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針の整備を行う。
  - 2 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を（事業所等）管理者に報告するとともに、原因の分析結果に基づき策定した改善案を（事業者等）に周知徹底する体制を整備する。
  - 3 事故の発生のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。
  - 4 事故が発生した場合は、状況及び事故に際してとった処置を記録する。
  - 5 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（通常の事業の実施地域）

- 第13条 通常の事業の実施地域は、加東市内の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

- 第14条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
  - 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
    - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
    - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
    - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

- 第15条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。
  - 2 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

（事業継続計画）

- 第16条 事業継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護サービス等の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その契約に従い、必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第17条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
  - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
  - 4 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
  - 5 事業所は運営内容の自己評価と改善を義務付けるとともに、その結果の公表に努める。
  - 6 事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年12月13日から施行する。

附則

この規程は、平成14年12月20日から施行し、同年12月1日から適用する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年3月31日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則  
この規程は、令和5年11月1日から施行する。

附則  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則  
この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附則  
この規程は、令和7年12月4日から施行する。